

前払式支払手段に関する内閣府令等の一部改正のお知らせ

本書で扱う法令及びガイドラインにつきまして、以下の通り一部改正が行われました。

改正対象	施行・適用日
前払式支払手段に関する内閣府令 前払式支払手段発行保証金規則 金融庁事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係	令和3年6月30日

この改正により、本書の内容にも影響がございましたので、以下の通り、本文を読み替えてご利用ください。

ページ	訂正箇所	改正後	改正前
103	前払式支払手段に関する内閣府令別紙様式別紙様式第9号	(削除)	印
104	別紙様式第10号	(削除)	印
113	別紙様式第22号	(削除)	印
124	前払式支払手段事務ガイドライン別紙様式別紙様式12	(削除)	印
131	前払式支払手段発行保証金規則		

前払式支払手段の発行のしおり<第7版>【正誤表】

ページ	訂正箇所	改正後	改正前
198	<p>様式 様式第8</p> <p>前払式支払手段 発行保証金規則</p>	<p>(削除)</p> <p>(調書の作成) 第十二条 議長は、意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調書を<u>作成</u>しなければならない。 (以下略)</p>	<p>印</p> <p>(調書の作成) 第十二条 議長は、意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調書を<u>作成し、これに署名押印</u>しなければならない。 (以下略)</p>
241	<p>事務ガイドライン</p>	<p>Ⅲ-2 資金決済に関する法律等に係る諸手続 Ⅲ-2-6 書面・対面による手続きについての留意点 <u>前払式支払手段発行者等による当局への申請・届出等及び当局から前払式支払手段発行者等に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(以下「デジタル手続法」という。)第6条第1項及び第7条第1項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。</u> <u>こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる手続きに係る本ガイドラインの規定についても、当該規定の書面・対面に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。</u> <u>また、経済社会活動全般において、デジタルイノベーションが飛躍的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続きを前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続きができるリモート社会の実現に向けた取り組みを進めている。</u></p>	<p>Ⅲ-2 資金決済に関する法律等に係る諸手続 Ⅲ-2-6 電子申請可能な申請書等を提出するに当たっての留意点 <u>金融庁がホームページにおいて掲載する電子政府の総合窓口(以下「e-Gov」という。)を利用して申請書等の提出が可能な手続については、原則として、e-Gov を利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。</u> <u>ただし、基準日報告書については、当面の間、内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年内閣府令第十三号)第4条第2項ただし書に規定する措置として以下を講じている場合には、同項ただし書の規定により、電子メールを用いて受け付けることも可とする。</u> <u>(1) 主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長が、事前に、基準日報告書の提出に係る前払式支払手段発行者の電子メールアドレスについて把握していること。</u> <u>(2) 当該財務局長から、当該前払式支払手段発行者に対し、上記(1)の電子メールアドレスからの基準日報告書の提出を受ける旨、電子メールを用いて連絡が行われていること。</u></p>

前払式支払手段の発行のしおり<第7版>【正誤表】

ページ	訂正箇所	改正後	改正前
242		<p><u>金融庁としても、こうした取組みを着実に進めるため、前払式支払手段発行者等から受け付ける申請・届出等について、全ての手続きについてオンラインでの提出を可能とするための金融庁電子申請・届出システムを更改したほか、押印を廃止するための内閣府令及び監督指針等の改正を行うこと等により、行政手続きの電子化を推進してきた。</u></p> <p><u>更に、民間事業者間における手続についても、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、業界全体での慣行見直しを促すことにより、書面の電子化や押印の不要化、対面規制の見直しに取り組んできた。</u></p> <p><u>このような官民における取組みも踏まえ、本ガイドラインの書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続きに係るもの以外についても、Ⅲ－２－７に掲げる原本送付を求める場合を除き、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。</u></p> <p><u>以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本ガイドラインの規定に基づく手続きについては、手続きの相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを慫慂するものとする。</u></p> <p>Ⅲ－２－７ 申請書等を提出するに当たっての留意点</p> <p><u>Ⅲ－２－６を踏まえ、前払式支払手段発行者等による当局への申請・届出等については、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。</u></p> <p><u>ただし、公的機関が発行する添付書類(住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本、税・手数料等の納付を証する書類等)</u></p>	<p><u>(3) 当該前払式支払手段発行者が、上記(2)の連絡を受けた後、当該財務局長に対して、上記(1)の電子メールアドレスから基準日報告書を送信すること。</u></p> <p>(新設)</p>

